



代位弁済請求書

記入例

(退去精算用)

株式会社 コマーシュ福岡 宛

請求日: 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

※退去費用精算日から20日以内にFAXにてご連絡ください。

下記お客様は、退去精算金の支払いが困難と認められるので保証業務協定書及び賃貸借保証委託契約書・賃貸借保証契約書に基づき代位弁済の請求を致します。

承認番号	〇〇△△	氏名	福岡 太郎
物件名	コマーシュマンション		〇〇〇 号室
自宅TEL	〇〇〇-△△△-□□□□	携帯	〇〇〇-△△△△-□□□□
勤務先	株式会社〇〇〇〇	TEL	〇〇〇-△△△-□□□□

精算費支払日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	退去日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
--------	-------------------	-----	-------------------

請求額合計

100,000 円

内容	金額	内容	金額
原状回復費 (注1)	35,000 円	早期解約違約損害金 (注3)	30,000 円
ハウスクリーニング (注2)	20,000 円	鍵交換費用	15,000 円
残置物撤去費用 (注2)	円		円
	円		円
	円		円
	円		円

(注1) 原状回復費は故意過失のものに限り代位弁済致します。但し、退去時における自然損耗部分の復旧に要する修繕費は保証対象外とします。本書と見積書をFAXしてください。

(注3) 早期解約による違約金・損害金は、1年未満の解約は家賃(賃料)の2ヶ月分まで、2年未満の解約は家賃(賃料)1ヶ月分まで、2年以上経過後に解約された場合には、保証の対象外とします。

(注2) 残置物撤去費用は、本書と見積書をFAXしてください。高額になる場合は弊社の指定業者で行います。

退去後連絡先

(住所・物件名等)	福岡県〇〇市△△町〇-〇-〇	TEL	〇〇〇-△△△-□□□□
その他連絡事項	例:お客様より来月の給料で、お支払いするとの連絡有り。		

【提携会社】 CD () 【口座番号】

商号 株式会社〇〇不動産	銀行名 〇〇銀行
住所 福岡市中央区天神〇-〇-〇	支店名 〇△□支店
TEL 〇〇〇-△△△-□□□□	口座番号 (普通) 当座)
FAX 〇〇〇-△△△-□□□□	口座名義 株式会社〇〇不動産

受付日	令和 年 月 日	弊社受付担当者名	印
免責事項	無 ・ 有 ()		
送金日	令和 年 月 日		

※受付証のない場合、事故報告を受付けていないとされる場合がございますのでご注意ください。
※返送がない場合は必ずお問い合わせいただきますようお願いいたします。

代位弁済請求 FAX

092-433-0310



代位弁済請求書

(退去精算用)

株式会社 コマーシュ福岡 宛

請求日: 令和 年 月 日

※退去費用精算日から20日以内にFAXにてご連絡ください。

下記お客様は、退去精算金の支払いが困難と認められるので保証業務協定書及び賃貸借保証委託契約書・賃貸借保証契約書に基づき代位弁済の請求を致します。

承認番号		氏名	
物件名			号室
自宅TEL		携帯	
勤務先		TEL	

精算費支払日	令和 年 月 日	退去日	令和 年 月 日
--------	----------	-----	----------

請求額合計 円

内 容	原状回復費 (注1)	円	早期解約違約損害金 (注3)	円
	ハウスクリーニング (注2)	円	鍵交換費用	円
	残置物撤去費用 (注2)	円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円

(注1) 原状回復費は故意過失のものに限り代位弁済致します。但し、退去時における自然損耗部分の復旧に要する修繕費は保証対象外とします。本書と見積書をFAXしてください。

(注3) 早期解約による違約金・損害金は、1年未満の解約は家賃(賃料)の2ヶ月分まで、2年未満の解約は家賃(賃料)1ヶ月分まで、2年以上経過後に解約された場合には、保証の対象外とします。

(注2) 残置物撤去費用は、本書と見積書をFAXしてください。高額になる場合は弊社の指定業者で行います。

退去後連絡先

(住所・物件名等)		TEL	
その他連絡事項			

【提携会社】	CD ()	【口座番号】
商号		銀行名
住所		支店名
TEL		口座番号 (普通・当座)
FAX		口座名義

受付日	令和 年 月 日	弊社受付担当者名	印
免責事項	無 ・ 有 ()		
送金日	令和 年 月 日		

※受付証のない場合、事故報告を受付けていないとされる場合がございますのでご注意ください。
※返送がない場合は必ずお問い合わせいただきますようお願いいたします。

代位弁済請求 FAX

092-433-0310